

## 〈訂正とお詫び〉

本書318頁「**5 携帯又は運搬時の安全取扱義務（4項）**」の5行目、及び「**6 実包等の装てん禁止義務（5項）**」の15行目に、誤りがありました。下記の通り訂正し、お詫び致します。

**【誤】** 違反しても罰則はないが、指示処分（法10の9）又は取消処分（法11）の対象となる。



**【正】** 違反した者は、20万円以下の罰金に処せられる（法35②）。